

包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学先鋭領域融合研究群国際ファイバー工学研究拠点（以下「甲」という）と株式会社ファーマフーズ（以下「乙」という）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の資源を有効に活用し、学術研究、共同開発及び人材育成、組織間交流を通じて相互の発展を目指すとともに、これら活動を通じて社会への貢献及び新たな価値の提案を行うことで、社会や産業の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、事前協議の上、連携・協力する。

- （1）環境素材及びナノファイバーの開発に関すること。
- （2）ヘルスケア分野での協力に関すること。
- （3）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（秘密等の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲乙双方の合意により更新することができる。

（非保証）

第5条 本協定は、甲乙間にいかなる権利義務関係を生じさせるものでなく、甲乙間における排他的な連携関係を構成し、第三者との取引を制限するものではないことを甲乙相互に確認する。

（公表）

第6条 甲及び乙は、本協定の実内容及び本協定に基づく連携内容について対外的な公表を行う場合には、公表内容、公表時期及び公表の方法等について、事前に甲乙間で協議のうえ、甲乙双方の合意により公表を実施するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、自己または自己の役員、および執行役員など経営に実質的に関与している者につき、次の事項を表明し、保証する。

- （1）暴力団、暴力団の構成員・準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を「反社会的勢力」という）でないこと。
- （2）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと、反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （3）相手方に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。

2 甲及び乙は、自己が前項の定めに違反した場合、書面にてただちにその旨を相手方に報告しなければならない。

3 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、本契約を含む相手方との一切の契約をただちに解除することができる。この場合、違反当事者は、当該解除によって損害が生じた場合であっても、相手方当事者に対して損害賠償を請求することができない。

（その他）

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が互いに協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年6月5日

甲
長野県上田市常田3丁目15番1号
国立大学法人信州大学
先鋭領域融合研究群 国際ファイバー工学研
究拠点

拠点長

金 翼 水

乙
京都市西京区御陵大原1番地49
株式会社ファーマフーズ

代表取締役社長

金 武 裕